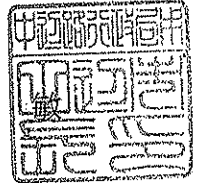




田中総第 22 号  
平成21年10月9日

和歌山県知事 様

田辺市長 真 砂 充



字の区域の変更について（通知）

このことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により、別添写しのとおり告示しましたので通知します。

問合先 和歌山県田辺市中辺路町栗栖川 396-1  
田辺市中辺路行政局 総務課  
電話 0739-64-0500 FAX0739-64-0966



田辺市告示第 203 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定に基づき、本市内の字の区域を次のとおり変更する。

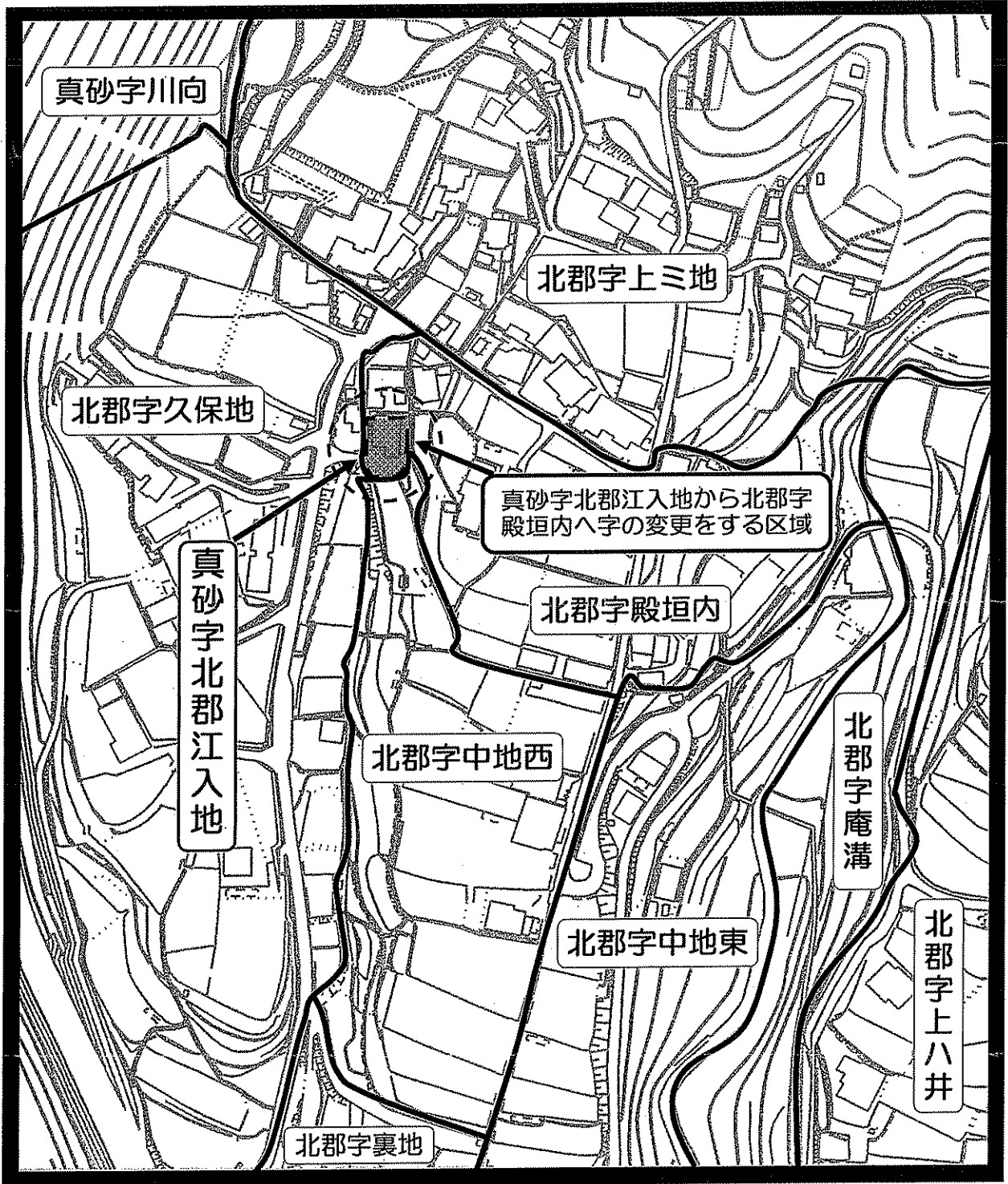
平成21年10月8日

田辺市長 真 砂 充 敏

大字中辺路町北郡字殿垣内に編入する区域

大字	字	地 番
中 辺 路 町 真 砂	北 郡 江 入 地	449、450

地番については、平成 21 年 6 月 29 日現在の地番である。



凡 例	— — —	変更前の字区域
	—————	変更後の字区域